

令和8年2月13日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康 至  
(公印省略)

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。

本通知は、令和8年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）が拡充されることを踏まえ、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等の見直し及び計画書の提出期限について、厚生労働省より示された旨の連絡です。

令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等については、見直しが行われることとされており、令和8年6月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については2月下旬を目処に案をお示しする予定とのことです。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとされているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定とのことです。この際、これらの事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定となります。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定となります。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol.1469 令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

(令和8年2月10日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(西井)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737